

学校評価の実施について

R6.2.19 校長

1 実施目的

法令に基づいた学校評価を行い、学校改善に資する
学校教育法第42条（実施と結果に基づく改善）
同43条（保護者、地域、大学等との連携協力）
学校教育法施行規則第66条（自己評価の実施と公表）
同条2項（学校の重点に沿った評価項目の設定）
同67条（関係者評価）
同68条（評価結果の設置者への報告）

2 評価項目

R5 明星小プランに沿って、項目を設定する
本校職員、保護者、児童向け（3～6年）にアンケートをとる
※詳細別紙

3 進め方（予定）

2/7（水） アンケート等の事前配布（企画、PJの長）
2/9（金） 企画会議で項目等修正
2/19（金） 職員会議で説明（職員入力）
2/20（火） 文書配布、保護者・児童アンケート開始
2/26（月） アンケート締切
2/27（火） ～分析開始・自己評価案作成
3/1（金） 企画委員会・各プロジェクトで自己評価内容確認
3/7（木） 学校評議員会で外部評価（学校関係者評価）実施
3/11（月） ～公表（保護者向けに学校だより・HP）、法人報告

4 その他

来年度は、アンケートを12月に実施するとともに、学校評議員会を1月に実施し、次年度予算や年間行事計画に反映させる。